

児童手当制度のご案内

平成24年4月1日に児童手当法が改正され、次のとおりとなっております。

【支給対象児童について】

中学校修了前（満15歳の最初の3月31日）までの間にあり、国内に居住する児童。

【受給者について】

児童を監護し生計が同一である父または母のうち、所得の多い方。または父母以外で児童を養育する方。離婚協議中の場合やDV被害者の場合は、児童と同居している方に支給されます。

ただし、児童が児童福祉施設等に入所している場合は、保護者ではなく施設長に支給されます。

【必要な手続きについて】

お子さんが生まれたり、他の市町村から転入した時は、「認定請求書」の提出が必要となり、原則として申請月の翌月分からの支給となります。出生日、転入した日の15日以内に手続きが必要で（公務員になった場合、公務



員でなくなった場合はその翌日から15日以内に手続きが必要です。

また、毎年6月に所得状況等を確認するために、全受給者は「現況届」の提出が必要です。

手当月額について

対象	手当月額
0歳～3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	
第1・2子	10,000円
第3子以降	15,000円
中学生	10,000円
所得制限限度額以上の場合	5,000円

※第1子等の数え方は、18歳の3月31日までの間にある児童の数で数えます。

【支給時期について】

原則として、6月、10月、2月に前月分までの手当を支給します。

【保育料の徴収について】

保育料の滞納者に対し、児童手当から直接保育料を徴収することがあります。該当者については、支払月が近くなりましたらご連絡します。

【所得制限について】

受給者の所得により所得制限がおこなわれています。扶養親族数に応じて設けられた所得制限限度額は次のとおりです。

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額 <small>※給与所得者を例としています</small>
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

【問い合わせ先】

住民生活課児童係

児童手当「現況届」の提出を忘れずに

児童手当を受けている方は、役場から送付された現況届に6月1日現在の状況を記入し、6月28日（金）までに提出してください。

提出が遅れると10月の支給日に支給が間に合わない場合がございます。

【提出書類】

- ① 現況届（町より送付されます）
- ② 受給者（保護者）の健康保険被保険者証（健康保険証）の写し
- ③ 所得証明書

平成25年1月1日時点で八雲町に住所がない場合は、前住所の市町村より「平成25年度所得課税証明書」を父母ともに1通ずつ取り寄せてください。

④ 監護・生計同一申立書（窓口にあります）

養育している児童と別居し

ている場合は、申立書と併せて、別居先の世帯全員分の住民票の写し、児童の保険証を提出してください。支給対象でない中学校修了後の児童についても提出が必要な場合があります。

【提出先】

・住民生活課児童係（窓口5番）

・熊石総合支所 住民サービス課

・落部支所

※郵送される場合は、住民生活課児童係へ送付してください。

【問い合わせ先】

住民生活課児童係

